

地球惑星固体物質解析システム研究室利用細則

昭和 60 年 10 月 22 日

第 1 条 地球惑星固体物質解析システム研究室(以下「研究室」という.)の利用については、
本細則の定めるところによる。

第 2 条 研究室を利用しようとする者は、所定の利用申込書に所要事項を記入のうえ、運営責任者に提出するものとする。

2 運営責任者は、その利用を決定し、利用者に通知する。

3 研究室の利用者は、次に掲げる者とする。

(1) 本学の職員・研究員及び学部 4 年生以上の学生

(2) 本学の職員と共同研究を行っている他の大学・研究機関等の職員

(3) その他、運営責任者が特に認めた者

第 3 条 研究室の設備及び調整は、運営責任者の指名した者(以下「管理担当者」という.)が行なうものとする。

第 4 条 研究室の設備の使用に当たっては、管理担当者の指示を受けなければならない。

第 5 条 研究室の利用者は、別に定める利用料を校費の流用により支払うものとする。

第 6 条 研究室の利用にあたっては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)、人事院規則 10-5(職員の放射線障害の防止)、北海道大学放射線障害予防規程及び関連規程等に基づき、X 線障害の発生防止に十分留意しなければならない。

2 利用者は、承認を受けた目的以外に研究室を使用し、又は第三者に使用させてはな

らない。

3 管理担当者は、利用者がこの規程に違反し、研究室の利用に重大な支障を生じさせたときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

4 利用者は、故意又は重大な過失によりその使用にかかる設備を滅失し、又は損傷した時は、その損害を賠償する責めに任ずるものとする。

第 7 条 この細則に定めるもののほか、研究室の利用に関し必要な事項は、運営責任者が別に定める。

附則

この細則は、昭和 60 年 10 月 22 日から施行する。

附則

1. この細則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附則

1. この細則は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。